



No. 106

発行人 渋沢 茂
発行所・事務局一般社団法人千葉県社会福祉士会
〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港7-1
ファーストビル千葉みなと3F
TEL 043-238-2866
Fax 043-238-2867
<http://www.cswchiba.com/>
E-mail: office@cswchiba.com

※ 点と線はメール配信でも読みます！

特集 社会福祉士の倫理綱領・行動規範 改訂



規範とは、私たちが判断をする時の拠るべき基準や指針である。

私たちが生活する社会における規範とは、法律、慣習や伝統、道徳や倫理である。

倫理とは何であろうか？倫（人が修め守るべきみち、仲間）理（ことわり、道理）であり、私たちが守るべき道理を意味している。

我々は、知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の責務であることを認識し、倫理綱領を制定してこれを遵守することを誓約している職能団体である。

« 特集 »

- 2 社会福祉士の倫理綱領 社会福祉士の行動規範 改訂
- 8 社会福祉士のわ
- 10 活躍する社会福祉士
- 11 認定社会福祉士認定研修を受けてみました
- 12 事務局便り

特集

社会福祉士の倫理綱領 改訂 社会福祉士の行動規範 改訂

社会福祉士の倫理綱領 改定作業の経緯

一〇一四年七月、国際ソーシャルワーカー連盟（IFS W）国際会議（メルボルン会議）において、二〇〇〇年の「ソーシャルワークの定義」の改正案「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」（以下、新グローバル定義）が採択された。

日本ソーシャルワーカー協会、日本医療社会事業協会、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、各団体の代表者三名（合計十二名）からなる「日本ソーシャルワーカー連盟倫理綱領委員会」を発足し、パブリックコメントによる各団体の会員からの意見等を参考にしながら改訂に向けた検討作業が進められ、倫理綱領委員会の名のもとに、日本ソーシャルワーカー連盟代表者会

議に「ソーシャルワーカーの倫理綱領」（成文）として報告された。そこで、各団体の倫理綱領として施行される際、倫理綱領のタイトルに各団体名を使用することについて合意確認された。

日本社会福祉士会総会では、二〇〇六年六月三〇日「社会福祉士の倫理綱領」、二〇一二年三月二十日「社会福祉士の行動規範」改訂が採択された。

新倫理綱領の変更点

●新定義改訂のポイント

新定義では問題解決という言葉

原理（principles）に沿って原理とした。価値（values）よりも絶対的であるが無いもの。

●人間の尊厳

性に関する事項をさらに詳細に記載した。

●人権

追加された項目。ソーシャルワーカーは、すべての人々が生まれながらにして侵すことのできない権利

が姿を消し、ウェルビーイングを高める」とを目指し、生活課題に取り組むことを支援し人々やさまさまな構造に働きかけるという視点が導入された。主体的に社会を変えて

いくという役割を担うという自覚を強烈に求めている。

●倫理綱領でのクライエントとは

グローバル定義に照らし、前倫理綱領の「利用者」という表現から変更し、「ソーシャルワーカーに支援

を求める人々」、「ソーシャルワーカーが必要な人々」および「変革や開発、結束の必要な社会に含まれるすべての人々」を指すようになった。例えれば、地域住民全体も対象となる。

グローバル定義で挙げられた「諸原理（principles）」に沿って原理とした。価値（values）よりも絶対的であるが無いもの。

●「価値と原則」から「原理」へ

原理（principles）に沿って原理とした。価値（values）よりも絶対的であるが無いもの。

●多様性の尊重

追加された項目。ソーシャルワーカーは、個人、家族、集団、地域社会に存在する多様性を認識し、それらを尊重する社会の実現をめざす。

●全人的存在

追加された項目。例えば、認知症

の人としてのみとらえるのではなく、「〇〇さん」という個人のいろいろな観点から捉える。

●クライエントの自己決定の尊重

「クライエントの自己決定が本いかなる理由によつてもその権利の抑圧・侵害・略奪を容認しない。

●社会正義

自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を損なうものの一つとして、差別、貧困、抑圧、排除に、新たに「無関心」を追加した。

●集団的責任

地域での、相互にたすけあう一人ひとりがコミュニティの一員なのだという考えを追加。ソーシャルワーカーは、集団の有する力と責任を認識し、人と環境の双方に働きかけて、互恵的な社会の実現に貢献する。

らクライエントとそこに関係する人々相互のウェルビーリングの調和を図ることに努める。」を追加。

● 参加の促進

クライエントが自らの人生に影響を及ぼす決定や行動のすべての局面において、完全な関与と参加を促進する。

● 記録の開示

社会福祉士は、クライエントから記録の要求があった場合、非開示とすべき正当な事由がない限り、クライエントに記録を開示する。

● 差別や虐待の禁止

セクシャルハラスメントからさらに広義に変更した。

クライエントの権利を擁護し、その行使を促進する。「利用者を擁護し、あらゆる権利侵害の発生を防止する」から「権利の行使を促進する」と、より積極的な姿勢に変更。

● 情報処理技術の適切な使用

SNS 等にフェイクなものにより権利を侵害されることもあるという危険性を踏まえて追加。

● 組織・職場に対する倫理責任

クライエントの利益と所属機関の方針との間でズレが生じる場面でソーシャルワーカーが倫理的ジレンマを経験することは少なくなく、所属機関とソーシャルワーカーの関係を整理する必要性は高いと

考え、本基準をソーシャルワーカーが所属する機関に対する倫理責任に焦点化し「組織・職場に対する倫理責任」とした。また、独立型事務所などの一人職場のソーシャルワーカーも、地域のネットワーク組織のなかで働いていることから本基準に該当する点を示した。

● 最良の実践を行う責務

福祉、保健、医療などソーシャルワーカーが働く組織の基本理念は、ソーシャルワークと通じるものであるため、最良の業務を遂行するにあたり、組織の使命と認識するとから始めるなどを明記。

● 同僚などへの敬意

旧条文では、他の専門職等との連携・協働となつていたものを変更。職種の差異を超えたものとしている。また、同僚は上司や部下も含む。

● 倫理綱領の理解の促進

ソーシャルワーカーの実践が倫理綱領に基づくものであることを職場・組織に浸透させることを主眼とした。

● 倫理的実践の推進

前綱領の業務改善の推進から、倫理上のジレンマに焦点を当て、そのジレンマを乗り越える責務を示すこととした。組織・職場の方針、規則、業務命令がソーシャルワーカーの倫理的実践を妨げる場合は、適切・妥当な方法・手段によって提言し、改善を図る。

● 組織内アドボカシーの促進、組織改革

組織・職場における虐待や差別の・抑圧的な行為の予防・防止の促進を図ること、人々のニーズや社会状況の変化に応じた組織改革を図ることをソーシャルワーカーの倫理責任として位置付けた。今まで職場のアセスメントが弱かつたが、必要な改革の提案が求められる。

● 専門性の向上

必要な資格の所持を追記。本会の場合は、すでに資格を所持していることから、関連する他の資格や認定社会福祉士を目指すことも含まれる。

● 自己管理

ソーシャルワーカーは、何らかの個人的・社会的な困難に直面し、それが専門的判断や業務遂行に影響する場合、クライエントや他の人々を守るために必要な対応を行い、自己管理に努める。精神労働の領域としてとらえられるソーシャルワーカーが自分管理、セルフメンテナンスを重視することを追加。

● まとめ

日本では、地域共生社会の実現に向けた動きが進められている。ソーシャルワーカーに対して、地域の多様な福祉課題の対応のため、地域に

主体性を活かしながら」を追記。

人々のためには、人々の主体性を活かし、強みを生かし、共に行うという視点が大切。国に捉われず、地球規模という意味のグローバル社会への働きかけと変更。

対して持っている知識、ノウハウを還元することで、マクロな働きかけが求められている。

※本項は、印西・白井・栄・成田・佐倉・四街道・八街合同地域集会記録（社会福祉法人酒々井町社会福祉協議会 久保 隆氏作成）をもとに編集。

印西・白井・栄・成田・酒々井・富里・佐倉・四街道・八街合同地域集会開催報告と私のソーシャルアクション

特定非営利活動法人リンク

印西地区世話人

赤堀久里子（あかほり くりこ）
地域集会報告

〔開催日時〕

令和三年一月二三日

一三時半～一六時 ZOOMにて

「社会福祉士がとらえるべき人権の視点～新倫理綱領に学ぶ～」

講師 中田 雅章 氏

認定社会福祉士、日本社会福祉士会理事、岡山県社会福祉士会監事、岡山県教育庁義務教育課生徒指導推進室スクールソーシャルワーカー、中田社会福祉事務所

昨年度に引き続き、今年度も白井・印西・栄・酒々井・富里・成田地区と佐倉・四街道・八街地区合同の地域集会を開催し、地域内外の二八名の会員にご参加いただきました。今回のテーマは、二〇二〇年六月三十日、社会福祉士の倫理綱領が改められたことで、社会福祉士として知つておくべき視点と、人権の考え方などがどのようにアップデートされたのかを学ぶ機会として、両世話を人が昨年度より準備をしてきました。講演内容の主だった点として、図りながら早期の課題解決に向け支援をさせていただく日々です。

今回の倫理綱領の変更ポイントとして「社会変革・社会開発・社会的結束」が強調されている点の根本的なことは、ソーシャルワークは個のミクロの支援のみならず、社会に働きかけていくことを求めています。より良い社会を作っていくために、「住みやすい地域を作っていくこと」が社会福祉士には求められています。

V・虐待」「マイノリティ」「労働・雇用」「教育」「介護・保育・療育」等々の課題を関係機関等と連携を図りながら早期の課題解決に向け支援をさせていただく日々です。

本研修では、参加者一人ひとりのアクションプランを共有させていきましたが、改めて私のアクションプランを最後にまとめました。ヨンプランを最後にまとめとして述べさせていただきます。社会正義の実現に向け、日々の地域支援活動の実践を積み重ねることで、相談者（クライアント）と地域のエンパワメントを高めるため活動することと、自分自身の健康管理と職場内の風通しの良い関係性を維持することを肝に銘じ、今後もこのような社会福祉士の仲間が集い学び合える



地域集会（オンライン）での中田講師説明場面

からのソーシャルワークについてお話をいただきました。

私は、現在、千葉県中核地域生活支援センターさんネット（山武圏域）及び生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業・家計改善支援事業含む）において個（戸）別支援から地域・雇用の場づくりなど実践する中で、ソーシャルワーク専門職に求められる課題の多様化を痛感しています。

例えば「八〇五〇問題」「ひきこもり」「ヤングケアラー」「貧困」「DV」等々の課題を関係機関等と連携を図りながら早期の課題解決に向け支援をさせていただく日々です。

例えば「八〇五〇問題」「ひきこもり」「ヤングケアラー」「貧困」「DV」等々の課題を関係機関等と連携を

るのです。

これからの中核地域生活支援センターさんネット（山武圏域）に対する個別支援

だけではなく、家族及び地域の生活・福祉課題に対応し、社会福祉士として持つている知識やノウハウを全ての人に還元していかなければならず、地域を基盤とした支援が社会福祉士に求められていることを、中核センターの実践と照らし合わせながら振り返る機会となりました。

私のアクションプラン

4

『場』を継続的に創造することができることを使命として、更に社会福祉実践活動に精進していきます！

事例紹介

重層的支援とか包括的支援、総合相談のイメージを共有するために二事例紹介します。

事例① 難病の家族への支援

四十歳代の母親と十代の姉弟の三人は生活保護を受給しながら生活。息子が中学生のころに難病のため歩行困難となり、登校が困難となるも定時制高校進学。その後、母親も同様の症状が出現し、脊髄周辺の腫瘍摘出のため入院加療となり歩行不能となる。現在の自宅が賃貸アパートの二階であり、退院後の療養生活に支障が生じるため、転居先を探し、転居に伴う手続きを支援する。経過の中で、娘も同様の病気が判明し、自立支援医療の手続き等に関する情報共有を医療機関と行った。現在も家族全員の身体的機能の低下によるサービス利用の調整や面談等による精神的サポート、学業等での社会活動への参加とその保障に

ついて、関係機関と連携をしながら、その人（家族）らしい生活の実現に向けた支援を行っている。

事例② 未成年自殺未遂者への支援

高校生女子。夏休み明けに自殺未遂のため、救急病院に搬送となり在籍する学校より支援依頼を受けた。

母親と姉、学校や家庭児童相談員、スクールソーシャルワーカー、医療機関、児童相談所等と関係者会議を行なながら、本人及び家庭全体の支援を行う。本人は、精神科への受診拒否があり継続的な治療を導入することが困難な状態が続いていた。

不登校状態であったため担任教師の週一回訪問と当センターの訪問を実施することで、本人との関係性の構築と家族支援を行った。現在は、外出こそまだ難しい状態であるが、精神科の受診を開始した。

基礎研修より学んだ倫理綱領や行動規範について考える

旭神経内科

吉田 豊（よしだ ゆたか）
リハビリテーション病院



地域集会（オンライン）参加場面

やサービスは、「創り出す」努力を惜しまないことが大切だと思います。

危険を孕んでいるため、改めて社会福祉士としての専門性、倫理綱領、行動規範等を見直して、専門性を高めていきたいと考え、二〇一八年から基礎研修を受講している。

基礎研修で倫理綱領や行動規範を改めて学び直すことで私の日々の業務を行う上で変化したことは、

自分の行つた支援や提案を客観的に振り返り、こうした支援で良かったか、もっと他に提案出来ることがなかつたかということを倫理綱領や行動規範を基にして考えるようになつたことである。社会福祉士としての専門性は相談内容に対して事務的に対策を伝えるだけでなく、問題に至るまでの過程や背景を共に見つめ、最新の制度や社会資源を駆使して最善の解決方法を相談者と共に考えていくことであると考

えたが、日々業務を行う中で自分が行つてきた支援について客観的に振り返る機会や他に良い方法があるかとの知見を得ることが少なかつた。それは自分の感性や感情、考え方など知らず知らずのうちにに行っている

「想像性」と「創造性」そして「実効性」と「可能性」へ！

社会福祉士として、人権や権利意識を持つて、教育や医療等との連携を図りながら、ニーズの把握、課題解決に向けたチームアプローチを行なうだけではなく、そこには制度

性を以つて相談者と接する存在であること、相談者の訴えを表面的に受け止めるのではなく、訴えの背景、過程、相談者の人となりに関心を寄せて話を聴くこと、自らの感情、感性、価値観で支援を行うとしても偏

トの情報を収集する場合、クライエントの同意を得なければならぬ。

(生命、人体又は財産の保護のため
に緊急に必要な場合など)は、この
限りではない。

と改められました。しかし、続く
8-3.（旧行動規範では8-1.）
以降には、

8・4
社会福祉士は、合理的な理由がある場合を除き、クライエントの同意を得ることなく収集した情報を使用してはならない。

ご存知の方も多いかも知れませ

多くの情報を集められます。必要性より興味が先行した情報収集や、終結したケースのその後が……何て例もあり得る話。申請主義とは異なりクライエントの同意を前提となり業務で、いつ何を調べ、どの情報を探し何に用いるのか。小骨の痕は今も残ります。

まとめ

ケアハウス四季の里

岩間 太一（いわま たいち）

二〇〇〇年、ソーシャルワークの定義が採択され、その定義に対しア

ジア太平洋地域から、集団的な権利や社会的結束が排除されていると

いう指摘や、先住民の知に対する認識不足、ラテンアメリカから、社会

変革への注目の少なさの指摘、そして何よりソーシャルワーク理論の

活用に対する言及がなされていないという指摘等を受け、二〇一四年

ソーシャルワークのグローバル定義という形で見直しがされました。

グローバル定義には、「集団的責任」と「多様性の尊重」というソーシャル・アシルト、 「三原則」

シャルワーテの価値、
—社会開発

と「社会的結束」というを目指すべきもの、そして、「ソーシャルワーク

の理論や地域、民族固有の知等」を

きかける」という使用する技術とど
こに働きかけるのかということだが、

新たに明文化されました

このクローハル定義の採択に基づき、今回の新たな倫理綱領、行動

規範が制定されました。私達にとってこの倫理綱領は、社会福祉士としての土台、基盤となる部分です。ソーシャルワーカーとして説明責任を果たすには、倫理・価値、そして各ソーシャルワーク理論を根拠として言語化することが、専門職として必要になります。

昨今社会福祉士に対する期待や、活躍の場がどんどん増えていると 思います。自分達の活躍の場が増え、専門職として認知され、待遇を変えしていくようソーシャルアクション することはとても大事なことです が、そこに比例するように、自分達が経験則だけではなく、専門職とし て根拠に基づいた支援ができるよ う、自分達の足元を見て、底上げし ていくことが何より重要と最近思 います。

その昔、先輩の虐待ケース対応の 中で、「これが危機介入アプローチ だよ」と教えていただいたことがあります。その時、私の解釈としては、「緊急措置、対応が危機介入」とい う解釈をしましたが、それは大きな 間違いで。危機介入アプローチは、喪失体験等を経験し、感情に混乱を きたすクライエントに対し短期的 に、グリーフケア等悲観作業と共に、

行い、クライエントの対処能力を引き出し、併せて適切な社会資源も活用することを主としています。上記 解釈ではただの緊急対応、緊急措置 で、それは別にソーシャルワーカー でなくてもできることです。数年前 に私もそのことを知ることができ、恥ずかしいというか、情けないとい うか。しかし、危機介入アプローチ と虐待対応等を勘違いしている社 会福祉士は、実は多いんじゃないか と思います。自分達固有の技術を、 自分達が正しく知ることの大切さ、 また、そういう社会福祉士が増え ていくことが、何よりも社会に對す る責任だと思います。

倫理や価値は私達の土台ですが、 現実との間にジレンマを起こすこ とがあると思います。岡本さんの記 事でも、倫理的ジレンマが表されて います。先人達も同じように倫理的ジ レンマの壁に当たり、それによつて 様々なジレンマに対する指針や研 究がなされています。ドルゴフ等の 倫理原則やリーマーの倫理的意 想決定プロセスの指針がその一つで す。先人達の築いたものを私達は活 用させてもらいながら、新たなもの を生み出し、後世に残すこと、そし て何より、倫理と現実の中で自問自

答を繰り返す姿は、真摯に社会福祉士としての自分と向き合っている証拠なんじやないかな、と思います。若輩者が大変失礼で申し訳ありませんが、素直でまつすぐだと思います。

吉田さんの記事も、自身の事例を倫理や価値に落とし込み、振り返りをすでにしており、私が基礎研修を受けていた頃はこんなに深く考えていなかつたので、とても先を行っているなど感じます。支援の中で自分自身を俯瞰しながら、課題や原因にばかり目を向けるのではなく、背景や過程を理解しようとする姿は、システム理論やエコロジカルモデルを活用し、人と人、環境等の相互作用を理解しようとしているのではないかと思います。

赤堀さんの記事も、今回のグローバル定義、倫理綱領の変更点に沿った、「ソーシャルワークはミクロだけではない」ということを私なんかよりも強く意識し、即座に振り返り、省察を行い、自身の次の行動プランを明確にする、一連のプロセスを行っているのは、経験学習理論そのものだと言えます。

いつか皆さんと飲みながら、ああでもないこうでもないとソーシャ

ルワークを語り合える日々が来るといいな、と思います。私もまず自分の社会福祉士という仕事を全うできるよう、自己研鑽に励みたいと思います。皆様良い刺激を下さり、ありがとうございます！

注・これ全てステッパー・ビジョン、認定研修の受け売りです。皆様もぜひ認定研修へ！

社会福祉士の わ

白井市役所社会福祉課
板橋 史宣

(いたばし ふみのり)

白井市地域包括支援センター鈴木さんからバトンを受け継ぎ、大変

光栄なお話をいただきました。私が三十年以上前に大学を卒業し、現在も福祉事務所の仕事を続けていることは、多くの職場の方々や関係機関の方々のお蔭であると、この機会に感謝申し上げる次第です。私が、今もなお社会問題に自問自答しているそもそものきっかけは、学生時代に貧困問題へ導いて頂いた恩師とのご縁であります。

恩師とは現在も他の研究機関の

方々を交え、定期的に社会福祉研究の議論の場を設けていただいており、四半世紀以上にわたりお世話になっています。

恩師は、日本が高度経済成長期で

あつた一九六〇年代にドヤ街の貧困問題に取り組み、当時から現在に至るまで、賀川豊彦氏のお弟子さんたちと賀川豊彦氏のセツルメント活動を継承しています。また、恩師は「都市社会学原理」の著者である鈴木栄太郎先生に師事し、鈴木先生の「時間的秩序と空間的秩序」の理論を用いて、ドヤ街の貧困問題を多角的に分析したことをはじめ、数々の研究・教育業績を残されています。

私は、社会福祉の現場で仕事をするうえで、恩師の教えに基づいて支援を行うことが多分にあり、そのひとつが、鈴木栄太郎先生の時間的秩序と個々の集落社会における生活現象に關わる空間的秩序の理論であります。鈴木先生は、社会構造という概念の他に、生活構造という概念を重視します。「生活構造とは、個々の集落社会における生活現象の中に見られる様々な時間的秩序の一組と空間的秩序の一組の組み合せを意味するものである」と先生は考えます。都市正常人口の多く

は、時間的秩序と空間的秩序に規定されていることになります。一般的には、普通のサラリーマンは、月給という時間的秩序の下、普通の空間的秩序に基づく地域に生活します。

月給ではない賃金体系の日雇い労働者等は、日給に合った特殊生業所得者居住地区に生活せざるを得ません。（鈴木先生の著書を一部引用）。

鈴木先生の「都市社会学原理」によれば、一般的に都市社会は正常人口の生活で成り立っているものであるということになります。ここで示す正常人口の対象は「月給で働くサラリーマン」を示し、昼間は会社で働き、夜、休日を自宅等で過ごし、次世代の正常人口になるための教育等に時間を費やすものであると

いうことになります。しかし、正常生活であった人々が、病気等を患い、一時に正常生活から逸脱し、異常人口となる場合もあるとされております。鈴木先生の様々な理論は、社会構造的に、正常人口の正常生活が一般的であり、その生活は、生活構造論的には、時間的秩序と空間的秩序によって説明できるものであるとされております。その相対として、時間的秩序と空間的秩序に当てはめることが難しいとされるのが、

日雇い労働者であるということになります。なぜ、難しいのかについて、彼らの生活が日給という生活構造に縛られているからであります。補足すると、日給では、日々の生活で精一杯であるため、たとえ安いアパートだとしても、毎月の家賃を払うことが難しく、アパートへ入居するための契約金なども払えないからです。

一般的に労働者は、月給か日給のいずれかの給与システムで就労に就きますが、生活構造システムが月給を正常人口としている以上、日給制が特殊であるとならざるを得ないことがあります。これらの理論を引用する上で、実は、現在の貧困問題も、当時の高度成長期と変わることなく、日雇い労働者や派遣労働者問題など、その諸問題は、時代が変わつても、大きな変化がないことに驚く限りであります。恩師が鈴木先生に師事した高度経済成長期もうですが、私の学生の頃も社会福祉士をはじめとした専門職種などありませんでした。近年では多くの社会福祉関係職種が増えたことは喜ばしいことであります。

しかし多職種になつたからか否かは不明ですが、ケースワーカーとソ

ーシャルワーカーの違いをはじめと在し、支援する側が支援者に対しても「限界」や「ジレンマ」を感じるという報告を聞くことが多くなりました。例えは、生活困窮者自立支援法成立以降、「伴走型支援」という言葉が定着するようになりました。

「伴走型支援」という言葉は非常にきれいな言葉です。私が、以前から

交流のあるオリンピック経験者のマラソンランナーによれば、「伴走

される側の視覚障がい者の方を伴

走しながらフルマラソンを走る場

合、走るということの基本動作に加

え、伴走する側も、される側もお互

いの性格や行動を熟知し、伴走する

側は常に先手先手を考え、走りなが

ら試行錯誤を繰り返すものである」

ということを伺つたことがあります。

支援に「限界」という到達点が

あるかどうかは別として、「ジレン

マ」を感じるということは、まさしく「試行錯誤」している最中であり、

人生の一歩にお邪魔していること

です。賀川氏をはじめとした社会事

業（慈善事業）の先人たちは、当時

の活動において、現在のような多く

の社会福祉関係資格制度などなか

つた時代であります。また、賀川氏

を含めた先人たちが残された業績

が、きわめて精度の高い実践を積み重ねてきたことは周知のとおりで

あります。

また、社会福祉の諸問題は、工場

のライン作業のように、右から左へ

流せば解決するものではなく、時と

して諸問題を解決するにあたり、社

会科学や経済学などの諸科学と連

携することも求められることでし

ます。

私は、先人たちの残した偉大な業

績が、現代社会の諸問題に対する支

援の手法に生かされるべきものが

多分にあり、その中に多くのヒント

が隠れたままになつてゐるのでは

が支援する側に求められるものであります。

私の恩師は、冒頭においても紹介したとおり、現在も賀川豊彦氏のセ

ツルメント活動を賀川豊彦氏のお弟子さんと継承し活動しております。

賀川豊彦氏は、生活困窮者自立

支援法が成立する一世紀近く前にこの世に生まれ、セツルメント活動を通じて生涯を全うしました。

賀川氏をはじめとした社会事業（慈善事業）の先人たちは、当時

の活動において、現在のような多く

の社会

福

祉

の

問

題

が

支

援

す

る

よ

う

な

い

か

と

考

え

る

こ

と

が

あ

り

ま

す

る

よ

う

な

い

こ

と

が

あ

り

ま

す

る

よ

う

な

い

こ

と

が

あ

り

ま

す

る

よ

う

な

い

こ

と

が

あ

り

ま

す

る

よ

う

な

い

こ

と

が

あ

り

ま

す

る

よ

う

な

い

こ

と

が

あ

り

ま

す

る

よ

う

な

い

こ

と

が

あ

り

ま

す

る

よ

う

な

い

こ

と

が

あ

り

ま

す

る

よ

う

な

い

こ

と

が

あ

り

ま

す

る

よ

う

な

い

こ

と

が

あ

り

ま

す

る

よ

う

な

い

こ

と

が

あ

り

ま

す

る

よ

う

な

い

こ

と

が

あ

り

ま

す

る

よ

う

な

い

こ

と

が

あ

り

ま

す

る

よ

う

な

い

こ

と

が

あ

り

ま

す

る

よ

う

な

い

こ

と

が

あ

り

ま

す

る

よ

う

な

い

こ

と

が

あ

り

ま

す

る

よ

う

な

い

こ

と

が

あ

り

ま

す

る

よ

う

な

い

こ

と

が

あ

り

ま

す

る

よ

う

な

い

活躍する社会福祉士

社会福祉士と保護司のすすめ

犬伏社会福祉士事務所代表

有限会社いづみ野代表取締役
ケアステーションコスモス

犬伏 謙介
(いぬぶせ けんすけ)



り、各都道府県に地域生活定着支援センターが設置されたりするなど、社会福祉士が新たな活躍の場として更生保護分野に進出したのがこの頃です。

「保護司」はというと、その歴史は長く、ルーツを遡ると明治二年頃からとなり、昭和二十五年に正式に「保護司法」が制定されました。

釈放時保護の業務の際、受刑者が希望する帰住先の状況について、保護司による「生活環境調整」の報告を参考にしていたので、私は保護司の活動を身近に感じていました。千葉刑務所を退職した後には、せつかく学んだ更生保護制度と対象者の社会復帰に関わりたいという思いもあり、すぐに保護司になることを希望しました。

私は平成二一年から八年間、千葉刑務所の非常勤の社会福祉士として勤務し、主に満期釈放後の帰住先がない高齢者及び障害がい者に関する釈放時保護のソーシャルワーク業務を担当しました。全国の刑事施設に福祉士が配置された

毎月の業務として、社会内処遇である「保護観察」が実施されますが、地域でソーシャルワーカー業務を行うことが少なくありません。

保護観察では、対象者の改善更生を図る目的として、指導監督と補導援護を行います。指導監督については、パターナリズム的な指導等が含まれますので、社会福祉士の接し方としては馴染みがないかも知れませんが、それは社会福祉士としてではなく、人生経験の中からの助言として接しています。

補導援護については、福祉的なアプローチが必要となり、対象者は生活課題や家族問題が多く、社会福祉士としての対人援助技術や社会資源の活用等、私達の最も得意とする支援分野となります。

また、対象者との面接は月二回程度行い、その方法は、保護司の自宅や会社等に呼び出しをして面接を行う「来訪面接」、又は保護司が対象者の自宅を訪問して面接を行う「往訪面接」があります。私は往訪面接がメインですが、往訪面接だけでは、本人の保護観察に

対する取組の意欲が分からぬいため、来訪面接も重要な位置づけとなり、そのバランスに注意します。対象者を保護司の自宅に呼んで面接することについて、家族の理解が得られない場合がありますので、各保護地区に開設されている「更生保護サポートセンター」で面接をすることも可能です。場合によつては、車の中やファミレスで面接することもあります。

保護司は「民間のボランティア」と言われていますが「実費弁償金」という定額の活動費（非課税）が支給されたり、天皇から授与される褒章等の対象となったりします。保護司としての活動は、被害者等の苦悩を内に秘め、対象者と共に悩み、生活課題等を共有することで社会福祉士の援助技術を十分に發揮できると実感しています。女性も多く活躍しており、困難なケースは保護観察官が助けてくれたりしますが、保護司は全国的に不足しておりますので、ご興味のある方は、ぜひ、保護観察所までお問合せください。

二〇一〇年度 認定社会福祉士認定研修を受けてみました

卷之三

生活相談員

太
いわま
たいち



新型コロナが猛威を振るい、高齢者を支援する私達にとつて、出口が見えず、人との接触も極力控えなくてはならず、籠城を続ける長い長いトンネルの中、「このままではあかん！」と今年の初め、ふと日本社会福祉士会のホームページを見ました。

トップページに山口理事のお顔が見えたのと共に、なんとコロナ禍でずっと開催が見送られていた、認定社会福祉士の認定研修開催のお知らせが！「お前、本厄だけどしみじみやれよ：（茨城弁）」と、神様のおぼしめしかと思いました。コロナで停滞する気持ちを前に、という想いも重なり、さっそく受講申込みをつとめました。うおー！受講要

件に一単位足りない！基礎研修三年、後見育成研修、刑事司法SW研修応用編、スーパーバイジョン二年間受けていたのですが、あと一年間どう考えても足りず。単位どう考えても足りず。
するよう認定社会福祉士認定機構に電話すると、「eラーニングで制度等の動向を十五時間分受講すれば一単位として認めます」とのご返答が。ありがとうございますとございますと拝み倒し、いざeラーニングを始める
と、「いや、十五時間つてなかなかだよね…」ということに気付きます。

ざいます。日本医療SW協会様。
届いた案内と、事前課題ワーク
ブックの量、質を見て、再び驚愕
ここから改めて私の休憩時間と就
寝前の時間を費やす日々が一ヶ月
続きます。

ワーケブックの大枠の内容は、ソーシャルワークの価値、倫理に基づいた支援を行えているか。②ソーシャルワークの状況を理解する理論と介入理論を支援に適切に用いているか。③マッピング技術。④ソーシャルワークのプロセスに沿った支援を行えているか。社会福祉士として土台も土台の内容。しかし、経験則だけでは得ることのできない、基礎だからこそ今、社会福祉士が必要な学習だと感じています。

これら内容を自身が体験し、選んだ事例を基にワーケブックを進めていき、要所要所の事前課題に取り組みます。実際に経験した事例を振り返り、内省省察し、抽象化概念化し、言語化することで、クライエントや多職種、地域、社

次回はついに Z o o m 集合研修！に続く。

体進められません。しかも、課題が標準に達していないと、集合研修に進めません。

事前課題から、「ソーシャルワークとしての自分」と向き合い始めることがなったのです。

A simple line drawing of a smiling face with a heart at the bottom right.

事務局便り

今年も暑い夏が来ました。みなさまいかがお過ごででしょうか。

さて、第9回定時総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催かWeb開催か、と模索の中での開催となりました。書面表決をご送付いただいたみなさま、ご協力ありがとうございました。今後とも、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

お忙しい毎日をお過ごしのことと思います。これから暑い日々を迎える時期ですが、くれぐれもご自愛ください。

研修等・行事のお知らせ

研修等につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、政府および千葉県の方針などに基づき、検討のうえ、オンライン研修での開催、感染防止対策を徹底し、集合研修の実施を予定しております。各研修の詳細はホームページにてお知らせいたします。

千葉県社会福祉士会ホームページ：<http://www.cswchiba.com/>

会員の皆様へお願い

お名前・ご住所・電話FAX番号・お勤め先等が変更となった場合、変更届の提出が必要です。入会時と変更がある場合は、事務局までご連絡ください。（E-mail：office@cswchiba.com）変更届は会員名簿巻末に掲載しています。メール、FAX、郵送のいずれかで提出をお願いします。お早めに手続きをお願いします。

ようこそ！千葉県社会福祉士会へ

氏名	居住地	勤務先	氏名	居住地	勤務先
佐藤 裕子	—	—	古宮 喜之	千葉市中央区	—
能田 ゆかり	船橋市	江東区教育委員会	阿部 敏哉	—	大網白里市役所
小根山 倫夫	—	—	福井 真一	—	—
島袋 高輔	白井市	(福) フラット	安食 美恵子	市原市	—
飯塚 翔太	鎌ヶ谷市	(福) 大久保学園	押野 一志	船橋市	花王(株)
岩佐 博行	柏市	司法書士法人あすかフロンティア事務所	渡邊 正史	千葉市若葉区	(福) 笑顔(特養)からたち
加藤 慎二	柏市	デイサービスセンター アインキューゲル	江波戸 理恵	銚子市	(福) ロザリオの聖母会 嘘害者就業・生活支援センター東総就業センター
高橋 勇介	香取市	(株) ジェス	菅原 靖顕	船橋市	—
君塚 葉子	茂原市	—	伊藤 純子	—	—
青木 聰	市川市	(福) 松涛会 (特養) 太陽と緑の家藤原	小田 知宏	浦安市	認定NPO法人発達わんぱく会
大塚 歩	木更津市	木更津市役所			

※正会員登録書「点と線掲載の可否」の項目で、可に○を頂いている方のみ掲載しております。（順不同・敬称省略）

令和3年5月13日現在の会員数

正会員 1,526名、 準会員 5名、 賛助会員 2名 合計 1,533名